

投資家の皆様へ

「投資信託振替制度」が開始されます

➤ 平成19年(2007年)1月4日(木)に 「投資信託振替制度」が開始されます

「投資信託振替制度」(以下「振替制度」といいます。)とは、投資信託の受益証券を電子化(ペーパーレス化)し、投資信託の設定や解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)の記録により行われる制度です。

平成19年1月4日より、投資信託受益権は、原則として「社債等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けるとなり、受益証券は発行されません。

また、同日以降に設定される投資信託受益権は、振替機関(㈱証券保管振替機構)及び口座管理機関(証券会社等の金融機関)の振替口座簿に記載又は記録されます。

➤ 振替制度に移行すると

- 受益証券が発行されないため、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- 投資信託の設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- 振替口座簿に記録されるため、受益権の所在が明確になります。
- 税制優遇措置(非課税法人、マル優、源泉徴収不適用等)が平成20年1月以降も継続されます。

➤ 既発行の投資信託受益権（特例投資信託受益権）の振替制度移行について

既発行の投資信託受益権の振替制度への移行については、投資信託委託会社が社振法の適用を受ける旨の投資信託約款の変更を行い、当該投資信託約款の変更が成立したもの（以下「特例投資信託受益権」といいます。）は、特例として振替制度へ移行することができます。

また、当該投資信託委託会社が別途行う投資信託約款の変更が成立した場合には、受益者を代理して振替制度への移行を申請することができます。

原則として、投資信託委託会社は、平成18年12月29日現在の全ての特例投資信託受益権について受益者を代理して移行申請します。

なお、投資信託委託会社は、受益者を代理して特例投資信託受益権の振替受入簿への記載または記録を申請する場合において、販売会社（証券会社等の金融機関）にその申請に係る手続きを委任することができます。

販売会社は、振替制度への移行について、お客様の同意を得るために保護預り約款等の変更手続きを行います。約款の変更内容につきましては、お取引のある販売会社にお問い合わせください。

- 投資信託振替制度の詳細については、(株)証券保管振替機構のホームページ (<http://www.jasdec.com/fund/>) をご覧ください。
- 証券決済制度改革に関する情報については、証券決済制度改革推進センターのホームページ (<http://www.kessaicenter.com>) をご覧ください。